

次世代型太陽電池実証実験の提案募集

～募集要項～

1 公募の趣旨

横浜市では、2030年の温室効果ガス排出50%削減、2050年の「Zero Carbon Yokohama」の実現に向けて、市民、事業者の皆様をはじめ、関係団体や国等の多様な主体の皆様と連携しながら、地球温暖化対策実行計画に基づき、取組を強化・加速している。

目標達成に向けては、再生可能エネルギーの導入促進が必要であり、これまでの太陽光発電設備に加え、ペロブスカイト太陽電池や有機薄膜太陽電池、建材一体型太陽光発電設備などの次世代型太陽電池の導入普及が必要である。そこで、企業の技術開発を後押しし、併せて今後の製品化、実用化を見据え、多くの市民や来訪者の皆様に新技術である次世代型太陽電池をPR・広報するため、公共施設を活用した実証実験の提案を募集する。

なお、本募集要項において、公募から取組の実施までの一連の工程を「本提案募集」と呼ぶものとする。

2 提案資格

応募者は、次の全てに該当する法人又は法人格を有しない団体（以下、「法人等」という。）とする。

なお、法人格を有しない団体とは、規約や役員の選任があるなど、組織としての体制が整っている団体に限る。

- (1) 横浜市暴力団排除条例第2条第2号、第4号及び第5号に規定する暴力団、暴力団経営支配法人等、同条例第7条に規定する暴力団員等との密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）又は神奈川県暴力団排除条例第23条（利益の供与等の禁止）第1項若しくは第2項に違反している事実がある者でないこと。
- (2) 会社更生法、破産法若しくは民事再生法の適用を受けていない者又は会社法による特別清算を行っていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

3 本提案募集の基本条件

本提案募集の実施にあたっては、次の項目を基本条件とする。

- (1) 次世代型太陽電池を活用した市民への普及啓発につながる提案とする。
- (2) 後述の「4 本提案募集にかかる施設」に記載されている公共施設にて実証を行う提案とする。

- (3) 現行法規内で実施可能な提案とする。
- (4) 関連する法令を遵守するとともに、必要な関係機関協議、許認可、免許取得等の関係法令等の手続きについては、提案者が行う。
- (5) 施設管理者が行う維持管理行為に支障のない範囲に設置する。設置内容、期間などの詳細については施設管理者と協議の上決定する。
- (6) 実証に必要な機器、部材等は提案者にて手配する。
- (7) 提案者は設備の設置、必要に応じて運転管理、維持管理を自らの責任で行う。
- (8) 提案者は、実証終了後、当該実証の結果(実施期間、発電規模等)について市に報告する。
- (9) 提案者は、実証期間末日までに、設備を撤去し、現状復帰する。
- (10) 実証期間は最長で令和7年度末までとする。実証期間の設定にあたっては、十分に市民への普及啓発が図れる期間を設定することとし、令和7年度末までの実施を必須条件とするものではない。

4 本提案募集にかかる施設

本提案募集による次世代型太陽電池の設置場所は、①市民へのPRにつながること ②設置に必要な面積があること ③技術開発中の電池を活用するため、盗難対策などのセキュリティが確保されていることの観点より以下の3施設とする。各施設における設置場所等の詳細については「本提案募集にかかる施設(別紙ア)」を確認すること。

以下の施設のうち、実証を希望する施設を選択して提案書を作成すること。提案にあたっては、複数の施設を選択することも可能だが、施設ごとに提案書を作成すること。

- (1) 市庁舎1階アトリウム(中区本町6-50-10) 南側管理用通路
- (2) 鶴見区役所(鶴見区鶴見中央三丁目20番1号) 区役所正面玄関風除室天井
※令和6年度に外壁工事が予定されているため、実証の開始は、令和7年1月以降とする。
ただし、外壁工事の進捗によっては変更の可能性がある。
- (3) 北部第二水再生センター(鶴見区末広町1丁目6番地の8) 管理棟入口前広場

5 選定方法及び事業開始までの流れ

(1) 選定方法

「3 本提案募集の基本条件」を満たしていることを確認できた提案については、「7 評価委員会及び評価に関する事項」に基づき、提案書の内容を総合的に評価し選定する。

(2) 協定の締結

選定された提案者については、提案内容の協議を進めるとともに、横浜市と協定を締結する。協定期間は最長で令和7年度末までとし、内容については横浜市と協議のうえ、決定する。

(3) 実証の開始

協定の締結をもって実証の開始とする。協定に記載のない事項については、その都度、横浜市と協議のうえ、決定する。

6 スケジュール

公募開始から実証の実施までのスケジュールは、次のとおりとする。

表) 公募から取組の実施までのスケジュール(予定)

日程	内容
令和6年 6月 18日(火)	公募開始
令和6年 6月 25日(火)	質問書提出期限
令和6年 7月 2日(火)	質問書に対する回答
令和6年 7月 23日(火)	提案書提出期限
令和6年 8月中旬	審査・選定
令和6年 8月下旬以降	協定等の締結、実証の実施

7 評価委員会及び評価に関する事項

(1) 評価委員会

提案書の評価及び選定に関する審議は、次に示す委員会で実施する。

表) 評価委員会の構成

名称	次世代型太陽電池の実証実験に関する提案募集評価委員会
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書の評価 ・ 評価の視点、評価項目の確認 ・ 評価の集計 ・ ヒアリング
委員長	脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 カーボンニュートラル事業推進課長
委員構成	脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 脱炭素計画推進課長 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 脱炭素ライフスタイル推進課担当課長 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 SDGs 未来都市推進課長 政策経営局 経営戦略課担当課長

(2) 主な評価項目

提案は、事業評価基準(別紙イ)を踏まえて総合的に評価を行い、選定基準を上回った提案の中から横浜市の予算の範囲内で選定する。なお、必要に応じてヒアリングを実施する。

8 提案にあたっての留意点

提案にあたっては、以下の内容について了承したものとみなすため、提案者の責任のもと、必ず確認すること。

- (1) 選定した場合であっても、協議の結果によっては取組の実施ができない場合がある。
- (2) 実証期間は最長で令和7年度末までとし、原則、横浜市は実証実施に伴う必要な調整等の相談に対応する予定だが、詳細な役割分担については選定後の協議で決定する。
- (3) 提案の選定・不選定にかかわらず、横浜市は提案、協議及び協定締結にかかる一切のコスト(企画や打合せ等にかかる人件費・交通費・調整費・資料作成費などの一切の費用、生じた損害等)の補填や賠償をしない。

- (4) 本実証における横浜市からの負担金については、実証の実施に必要な費用の一部について横浜市の各年度の予算範囲内にて実施する。提案の選定により、提案内容に記載された金額を確約するものではなく、また、負担金額については、選定後、横浜市と協議の上、決定する。
- (5) 本実証において計画等の変更が生じる場合は、事前に横浜市と協議のうえ決定する。
- (6) 本実証について、横浜市のPR・広報等の機会に、実施内容や成果物を利用・公表することがある。
- (7) 提案（内容および提案書等の資料など）の実現に向けた調整を行うにあたり、必要な範囲で、横浜市の各関連部署及び調整に必要な諸機関に情報の公開・提供を行うことがある。情報の公開・提供を望まない内容等がある場合は、その旨を明示すること。
- (8) 設置物の破損・盗難等に対しては、本実証前に設置方法等について横浜市と提案者にて協議し、未然に防止する。やむを得ず破損・盗難等が発生した場合は、両者とも賠償は求めず、非金銭的な防止策等の協力を行う。
- (9) その他、特段記述のない事項については、横浜市との協議のうえ、両者にて決定していく。

9 提案書の内容

提案書の作成にあたっては施設毎に提案書(様式3)に、「3 本提案募集の基本条件」及び「事業評価基準(別紙イ)」を踏まえ次の内容を記載すること。記入枠の大きさは必要に応じて変更し、また、ページ番号を記載すること。

- (1) 設置施設
- (2) 実証概要
- (3) 設置設備仕様(太陽光発電設備設置容量及びその他関連設備)
- (4) 設備設置仕様(設置位置、設置工法等)
- (5) 想定発電量
- (6) 広報内容
- (7) 実施体制図
- (8) 想定実証事業費
- (9) 実施スケジュール(希望する実証期間、管理計画含む)

10 質問書の提出

本募集要項及び様式等の内容について疑義のある場合は、次のとおり質問書(様式2)を提出すること。質問内容及び回答については、横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局ホームページ上にて公表する。質問事項がない場合は、質問書の提出は不要とする。

- (1) 提出期限
令和6年6月25日(火)正午まで(必着)
- (2) 提出方法
郵送(一般書留、簡易書留又は特定記録)又は電子メール
《注意事項》発送・送信後に必ず提出先まで電話連絡を行うこと。
- (3) 提出先
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10(市庁舎30階)

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 SDGs 未来都市推進課

担当：赤谷、水谷

TEL：045-671-4371

E-mail：da-futurecity@city.yokohama.jp

(4) 回答日及び方法

令和6年7月2日(火)までに、横浜市の下記ホームページにて回答する。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/perovskite.html>

11 提案書の提出

誓約書(様式1)及び提案書(様式3)を、事前に電話連絡のうえ、次の提出先まで直接持参又は郵送(一般書留、簡易書留又は特定記録)すること。

(1) 提出期限

令和6年7月23日(火)午後5時まで(必着)

(2) 提出部数

紙媒体：2部、電子データ：一式(PDF形式、CD・DVDに記録したもの)

※提出された書類一式は返却しない。

(3) 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10(市庁舎30階)

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 SDGs 未来都市推進課

担当：赤谷、水谷

TEL：045-671-4371

12 選定・非選定の通知

提案書を提出した者のうち、選定された者及び選定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知する。

(1) 通知日

令和6年8月中旬頃に行う。

(2) その他

選定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により選定されなかった理由の説明を求められることができる。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

13 問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10(市庁舎30階)

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 SDGs 未来都市推進課

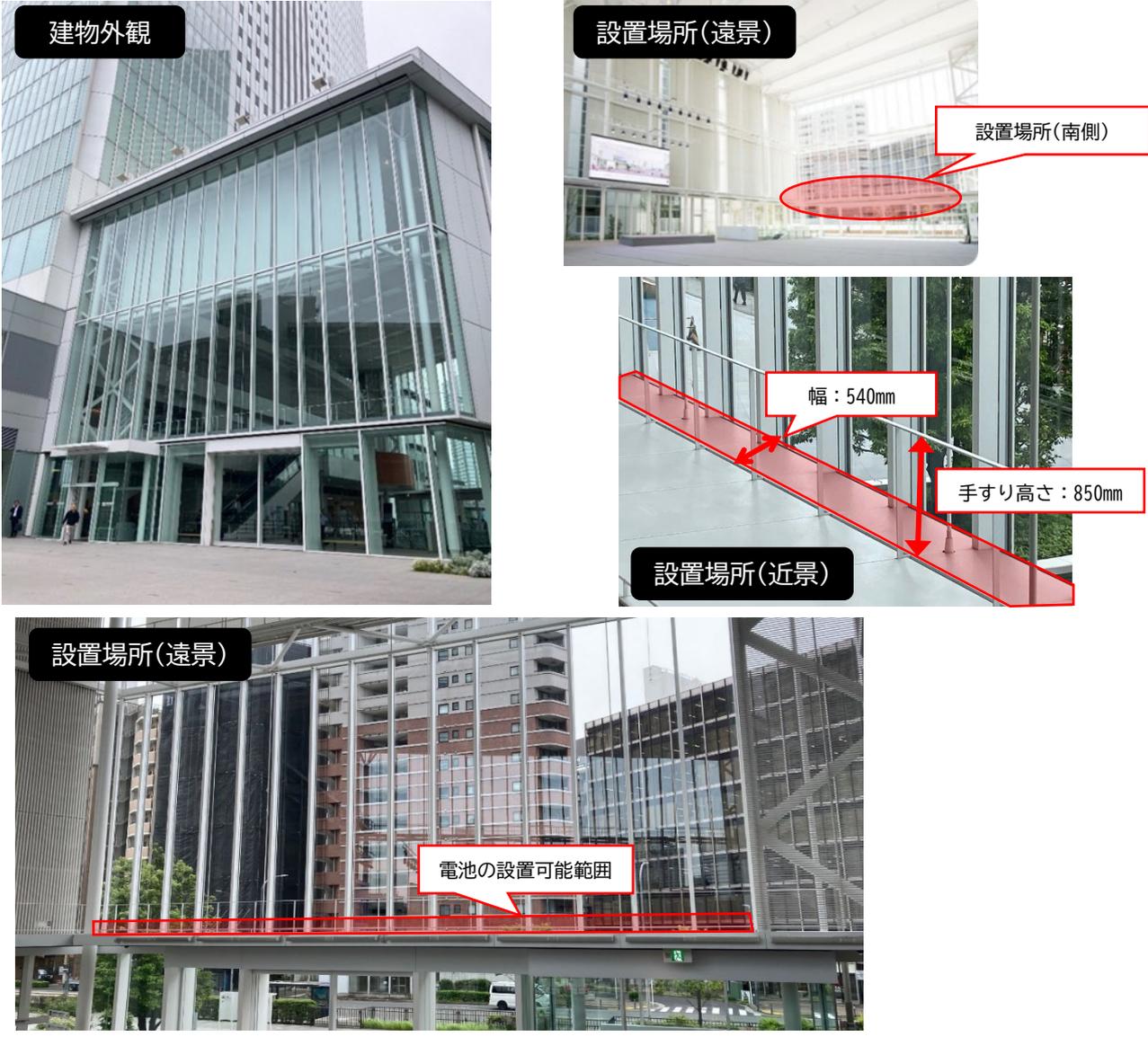
担当：赤谷、水谷

TEL：045-671-4371

E-mail：da-futurecity@city.yokohama.jp

【別紙ア】本提案募集にかかる施設

(1)市庁舎1階アトリウム

設置場所
市庁舎1階アトリウム(中区本町6-50-10) 南側管理用通路
現場写真
 <p>The collage consists of four photographs:</p> <ul style="list-style-type: none"> 建物外観 (Building Exterior): A large glass-fronted building with a modern architectural style. 設置場所(遠景) (Installation Location - Distant View): A wide shot of the atrium showing the installation location on the right side, circled in red. A callout box points to it with the text "設置場所(南側)". 設置場所(近景) (Installation Location - Close-up): A close-up view of the red installation area. A callout box indicates the width is "幅: 540mm" and another callout box indicates the handrail height is "手すり高さ: 850mm". 設置場所(遠景) (Installation Location - Distant View): Another distant view of the atrium, with a red box highlighting the "電池の設置可能範囲" (Possible range for battery installation) along the bottom edge of the atrium.
留意事項
<ul style="list-style-type: none"> ・設置場所は建物管理用に設置された通路です。通行等管理に支障のないように設置してください。また、建物管理用の通路として設計されているため、重量物の設置はできません。 ・夜間(24:40~4:50)は建物入口の自動扉が施錠されます。 ・設置物が通行人に落下することがないように、安全対策・管理を徹底してください。 ・窓の定期清掃時(2か月に1回程度)や豪雨時等に水滴が飛散する可能性があります。また、実証時期に応じて、清掃及び設備点検時の設置物の対応について協議が必要になります。 ・設置者は、その責めに帰する理由により、建物の全部又は一部を滅失若しくはき損したときは、当該滅失又はき損部分を原状回復する必要があります。

【別紙ア】本提案募集にかかる施設

(2) 鶴見区役所

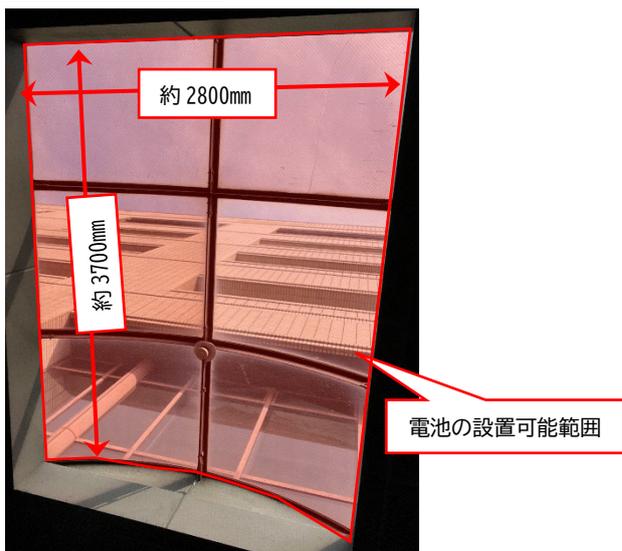
設置場所

鶴見区役所(鶴見区鶴見中央三丁目 20 番 1 号) 区役所正面玄関風除室天井

現場写真



設置場所(近景)



留意事項

- ・ 令和 6 年度に外壁工事が予定されているため、実証の開始は、令和 7 年 1 月以降とします。ただし、工事の進捗によっては変更の可能性があります。
- ・ 夜間 (17:00~8:30) は区役所正面入口の自動扉が施錠されます。
- ・ 設置物が通行人に落下することがないように、安全対策・管理を徹底してください。

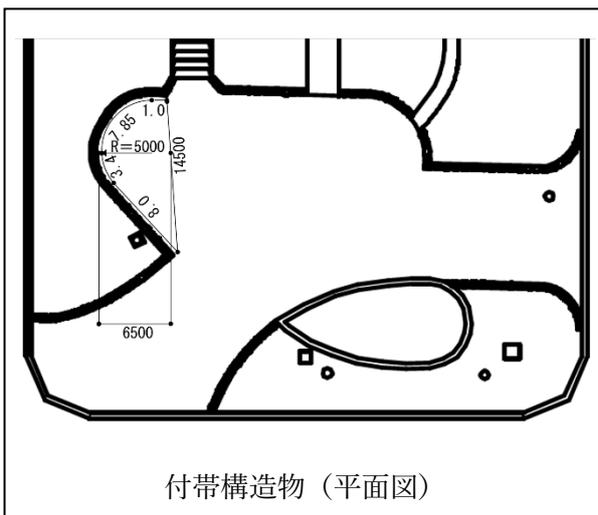
【別紙ア】本提案募集にかかる施設

(3) 北部第二水再生センター

設置場所

北部第二水再生センター(鶴見区末広町 1 丁目 6 番地の 8) 管理棟入口前広場

現場写真



留意事項

- ・屋外地上面での設置になります。
- ・設置物が通行人に接触することがないように、安全対策・管理を徹底してください。
- ・設置物の破損・盗難防止対策を施してください。
- ・令和 7 年 4 月頃より施設の特別高圧電気関連工事が始まる予定です。選定後、施設管理者との調整が必要になります。

別紙イ 事業評価基準

基本的な視点	評価の項目	評価の視点	加重倍率	配点
実証内容の評価	導入設備仕様	次世代型太陽電池を使った実証であるか。	5	25
	設備の設置方法	設備の設置方法について安全性、危険性排除対策と同時に広報となる視認性の確保ができていますか。	5	25
	提案の実現性	実証期間内に実現可能な内容及び計画となっているか。 実証期間には、設置物の撤去、現状復帰、報告を含むものとする。	3	15
	独創性 広報PRの方法	発電の様子を市民への広報PRできる内容になっているか。案内板等により新技術をわかりやすく伝えられているか。	3	15
運営能力の評価	実証遂行能力の確保	設備導入、維持管理が実現可能な能力が確保できているか。 実証を実施するために適正な体制・能力が確保されているか。	2	10
	実施計画	設備導入のスケジュールや、設備の維持管理計画及び故障・事故時の対応を想定できているか。	2	10
合計				100

注1：各評価項目について、以下の5段階評価を行う。

- 5点：優れている
- 4点：ややすぐれている
- 3点：普通
- 2点：やや劣る
- 1点：劣る

注2：評価点は、各項目の5段階評価点に対し、指定された加重倍率を乗じて得られた点数とする。

注3：評価点の総点数が50点に満たなかった場合は失格とする。